

# 序 章

## 1. 制度改正の趣旨

現在、我が国は、厳しい環境・資源制約に加え、人口減少、少子高齢化の進行など、構造的な課題に直面している。このような状況において、我が国が持続的な成長を実現していくには、我が国の強みをいかすことのできる成長分野を中心にイノベーションを創出し、成長のフロンティアを拡大していくことが必要である。こうした中、イノベーションを絶え間なく創出していくためには、知的財産を国内外において適切に保護・活用していくことが重要である。

これまで、我が国は、2002年の知的財産基本法の制定、特許審査の迅速化・効率化に向けた審査体制の充実、模倣品・海賊版対策の強化など、プロパテント政策を推し進めてきたところである。

しかしながら、技術の高度化・複雑化や経済のグローバル化の深化を背景として、オープン・イノベーションの進展による知的財産の活用の重要性の高まり、イノベーション創出における中小企業や大学の役割の増大、世界的な特許出願の急増など、近年の知的財産を取り巻く国内外の環境は大きく変化している。

このような認識の下、近年の知的財産を取り巻く環境変化に適切に対応し、イノベーションを通じた我が国の成長・競争力強化に貢献するため、次のような措置を講じた「特許法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した。

第一に、ライセンスの提供を受けて行う事業活動の安定性を確保するため、ライセンスの提供を受けた者が、特許庁への登録をしなくても、特許権を譲り受けた者からの差止請求等に対抗できる制度を導入した。

第二に、真の発明者の適切な保護のため、真の発明者以外の者や共同発明者の一部のみによって特許権が取得されてしまった場合などに、発明者等が特許

権を自らに返還請求できる制度を導入した。

第三に、知的財産をめぐる紛争を迅速・的確に解決するため、無効審判等の紛争処理制度の見直しを行った。

第四に、知的財産制度の利便性を向上するため、中小企業等に係る特許料の減免期間を延長する等、料金と手続の両面において、制度の見直しを行った。

## 2. 法改正の経緯

イノベーション促進の観点から、上記措置を講ずるべく、特許制度に関する法制的な課題について、産業構造審議会知的財産政策部会の下に設置された特許制度小委員会において検討が行われ、平成23年2月に報告書が取りまとめられた。

また、同部会意匠制度小委員会及び同部会商標制度小委員会においても、特許制度小委員会の審議を踏まえた検討等が行われ、平成23年2月には、産業構造審議会知的財産政策部会に同報告書を含めた各小委員会の検討結果が報告され、了承された。

「特許法等の一部を改正する法律案」は、上述の報告書等を踏まえて立案され、平成23年3月11日に閣議決定された後、4月1日に第177回通常国会に提出された。同法案は、4月12日の参議院経済産業委員会における提案理由説明、4月14日の質疑及び採決を経て、4月15日の本会議において可決、また、5月25日の衆議院経済産業委員会における提案理由説明、5月27日の質疑及び採決を経て、5月31日の本会議において可決・成立し、6月8日に平成23年法律第63号として公布された。

【特許法等の一部を改正する法律の成立・施行まで】

＜産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会＞

平成22年

4月9日 第25回 「特許制度に関する法制的な課題について」

- 4月30日 第26回 「登録対抗制度の見直しについて」  
「職務発明訴訟における証拠収集・秘密保護手続の整備について」
- 5月24日 第27回 「差止請求権の在り方について」  
「冒認出願に関する救済措置の整備について」
- 6月11日 第28回 「特許の有効性判断についての「ダブルトラック」の在り方について」  
「侵害訴訟の判決確定後の無効審判等による再審の取扱いについて」
- 6月25日 第29回 「無効審判ルートにおける訂正の在り方について」  
「無効審判の確定審決の第三者効の在り方について、及び同一人による複数の無効審判請求の禁止について」  
「審決・訂正の部分確定／訂正の許否判断の在り方について」
- 7月5日 第30回 「特許法条約（PLT）との整合に向けた方式的要件の緩和について」  
「大学・研究者等にも容易な出願手続の在り方について」  
「グレースピリオドの在り方について」  
「特許料金の見直しについて」
- 8月10日 第31回 「登録対抗制度の見直しについて」  
「審決・訂正の部分確定／訂正の許否判断の在り方について」  
「無効審判の確定審決の第三者効の在り方について」  
「同一人による複数の無効審判請求の禁止について」  
「侵害訴訟の判決確定後の無効審判等による再審の取扱いについて」

11月15日 第32回 「特許制度に関する法制的な課題(論点整理)について」  
11月30日 第33回 「特許制度に関する法制的な課題について(報告書案)」  
12月3日～平成23年1月4日 「特許制度に関する法制的な課題について」  
(案) に対する意見募集

平成23年

2月1日 第34回 「特許制度に関する法制的な課題について(報告書案)」

<産業構造審議会知的財産政策部会意匠制度小委員会>

平成22年

12月14日 第12回 「特許法改正検討項目の意匠法への波及等について」  
12月15日～平成23年1月13日 「特許法改正検討項目の意匠法への波及等  
について(案)」に対する意見募集

平成23年

2月4日 第13回 「特許法改正検討項目の意匠法への波及等について」

<産業構造審議会知的財産政策部会商標制度小委員会>

平成22年

12月13日 第23回 「特許法改正検討項目の商標法への波及について」  
「商標権消滅後1年間の他人の商標登録排除規定の見直しについて」  
「登録異議申立制度の見直しについて」

12月14日～平成23年1月12日 「特許法改正検討項目の商標法への波及に  
ついて(案)」及び「商標権消滅後1年間の他人の商標  
登録排除規定の見直しについて(案)」に対する意見募  
集

平成23年

2月2日 第24回 「特許法改正検討項目の商標法への波及について」  
「商標権消滅後1年間の他人の商標登録排除規定の見

直しについて」

<報告書のとりまとめから施行まで>

平成23年

2月16日 産業構造審議会第15回知的財産政策部会  
「特許制度に関する法制的な課題及び特許法改正検討項目の実用新案法、意匠法、商標法への波及について」  
「商標権消滅後1年間の他人の商標登録排除規定の見直しについて」

3月11日 「特許法等の一部を改正する法律案」閣議決定

4月1日 同法案第177回通常国会 提出

4月12日 参議院経済産業委員会 提案理由説明

4月14日 参議院経済産業委員会 質疑・採決

4月15日 参議院本会議 可決

5月25日 衆議院経済産業委員会 提案理由説明

5月27日 衆議院経済産業委員会 質疑・採決

5月31日 衆議院本会議 可決・成立

6月8日 公布（平成23年法律第63号）

平成24年

4月1日 施行（平成23年政令第369号）